告示

埼玉県告示第七百四十九号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第十一条（埼玉県環境影響評価条例施行規則（平成七年埼玉県規則第九十八号）第三十条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により、桶川市から桶川市の区域内において行われる桶川都市計画事業（仮称）桶川北本インターチェンジ周辺東部地区土地区画整理事業について環境影響評価準備書等の提出があった。

なお、環境影響評価準備書等の縦覧の場所及び期間は、次のとおりである。

令和八年十一月四日

埼玉県知事　大　野　元　裕

一　縦覧の場所

埼玉県環境部環境政策課

埼玉県中央環境管理事務所

埼玉県東松山環境管理事務所

桶川市環境対策推進課

鴻巣市環境課

上尾市環境政策課

北本市環境課

川島町農政環境課

吉見町環境課

二　縦覧の期間

令和八年十一月四日（水）から令和八年十二月四日（金）まで（ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

827bb59f5f2ad56516c00a306305bd26